

参考資料

1. 令和3年度周南市地産地消推進協議会委員名簿
2. 周南市地産地消推進協議会設置要綱
3. しゅうなんブランド認定要綱
4. 周南市地産地消推進店認定実施要綱

令和3年度周南市地産地消推進協議会 委員名簿

団体名	氏名	地域ブランド・産地育成強化プロジェクト	流通・販売促進プロジェクト	地産地消普及・啓発活動推進プロジェクト
山口大学名誉教授	松富 直利			○
山口県農業協同組合 周南統括本部 営農経済部長	山田 智	◎	○	○
周南地域集落営農法人等連絡協議会 会長	大中 巖	○		
山口県漁業協同組合 周南統括支店長	藤村 和義	○	○	○
周南市畜産振興協議会 会長	隅 明憲	○		
周南消費者協会 会長	河村 昌子			○
(株)丸久 商品統轄部 担当部長	石川 博一			○
周南料飲組合 組合長	山中 健太郎			○
周南西料飲組合 組合長	安達 浩司			○
道の駅ソレーネ周南	小野 拓二	○	◎	○
(株)イズミ ゆめタウン徳山 店長	後藤 郁生			○
マックスバリュ西日本(株) 地域連携推進部	宇高 正勝			○
野菜ソムリエ	有吉 明美			○
周南市食生活改善推進員	山本 由里子			○
渋川をよくする会 代表	安永 芳江		○	
オリゴのめぐみ工房 フローラ 代表	河内 玲子		○	
周南市食生活改善推進員	石田 京子	○		
環境保全型農業実践者	形岡 瑛			○
Meets(新規就農者連絡協議会)	須田 加弥子			○
(公財)周南地域地場産業振興センター 専務理事	渡辺 隆	○	○	◎
(一財)周南観光コンベンション協会 専務理事兼事務局長	山田 みゆき	○	○	○
山口県周南農林水産事務所 企画振興室 室長	田中 司	○	○	○
周南市地域振興部 観光交流課 課長	中村 貴子	○	○	○
周南市産業振興部 商工振興課 課長	荒美 雅文	○	○	○
周南市産業振興部 水産課 課長	中野 孝明	○	○	○
周南市教育委員会教育部 学校給食課 課長	河村 武志	○	○	○

○…所属する専門部会、◎…部会長

周南市地産地消推進協議会設置要綱 (平成25年4月1日要綱第8号)

最終改正:平成29年3月31日要綱第35号

改正内容:平成29年3月31日要綱第35号 [平成29年4月1日]

○周南市地産地消推進協議会設置要綱

平成25年4月1日要綱第8号

改正

平成28年3月30日要綱第38号

平成29年3月31日要綱第35号

周南市地産地消推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の、地域特性を最大限活かした旬と彩りにあふれる農林水産物の生産振興を図るとともに、生産者、流通業者及び消費者の連携を深め、地産地消推進運動を積極的に展開し、地域の食料自給力を高めるとともに、健全な食生活の普及及び地域の活性化を目的として、周南市地産地消推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 周南市の地産地消の促進計画に関すること。
- (2) 周南市の地産地消の推進店の認定に関すること。
- (3) しゅうなんブランド認定に関すること。
- (4) その他地産地消に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 生産者及び生産者団体の関係者
- (3) 消費者団体の関係者
- (4) 公募により選出された者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会の会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門組織の設置)

第7条 協議会に第2条各号に定める事項の事業を推進するため、専門組織を設置することができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、地産地消担当課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項については会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日要綱第38号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日要綱第35号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

しゅうなんブランド認定要綱 (平成26年11月14日要綱第89号)

最終改正:

改正内容:平成26年11月14日要綱第89号 [平成26年11月15日]

○しゅうなんブランド認定要綱

平成26年11月14日要綱第89号

しゅうなんブランド認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、周南市が、戦略的に地産地消を進めるために、周南市に関わる優れた地場産品をしゅうなんブランド（平成25年9月に策定した周南市地産地消促進計画に定める周南ブランドをいう。以下同じ。）に認定することにより、情報の発信、販売の促進及び関係事業者間の連携強化の取組を推進し、周南市の知名度の向上を図ることにより、地域経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「認定」とは、周南市で生産された農林水産物及びそれらを活用した地場産品のうち、周南市の資源と個性を生かした優れたものを一定の基準に適合するしゅうなんブランドとして認めることをいう。

(認定の申請)

第3条 しゅうなんブランドの認定申請を行う事業者は、次に掲げる事項のいずれかをみたく個人又は法人その他の団体（以下「事業者等」という。）とする。

(1) 周南市内で農林水産物の生産活動をしていること。

(2) 周南市内で生産された素材を取扱い加工、製造等していること。

2 しゅうなんブランドの認定を受けようとする事業者等は、しゅうなんブランド認定申請書（別記様式第1号）及びしゅうなんブランド申請品明細書（別記様式第2号）に必要事項を記載し、市長へ提出しなければならない。

(認定基準)

第4条 地場産品をしゅうなんブランドとして認定するための認定基準（以下「認定基準」という。）は、別に定める。

(審査の方法)

第5条 しゅうなんブランドの認定に関する審査は周南市地産地消推進協議会において行うものとする。

(申請期間)

第6条 申請の期間は、毎年度12月1日から翌年1月末日までとする。

(認定等)

第7条 市長は、認定基準を満たすと認めるときは、ブランド認定商品（以下「認定品」という。）として認定するものとする。

2 市長は、前項の規定による認定の可否について、申請者に対して、しゅうなんブランド認定結果通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の認定を行ったときは、その内容及び事業者等（以下「認定者」という。）を公表するものとする。

(認定の有効期間)

第8条 前条第1項の認定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、認定された年度の初日から起算して原則3か年とする。

2 有効期間は、第10条第1項の規定による辞退がない限り、その後自動的に更新されるものとする。

(調査)

第9条 認定者は市長に対し、毎年度末日（以下「提出期限」という。）までにしゅうなんブランド品現況調査表（別記様式第4号）を提出しなければならない。

2 市長は、必要に応じて認定者に対し、現地調査をすることができる。

3 認定者は、調査に協力しなければならない。

(届出)

第10条 認定者は、廃業その他の理由により認定を辞退するときは、しゅうなんブランド認定辞退届（別記様式第5号）を市長に届け出るものとする。

2 認定者は、事業所の名称、所在地、代表者名等を変更したときは、しゅうなんブランド認定者変更届（別記様式第6号）を市長に届け出るものとする。

(認定の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

(1) 認定の辞退の届出があったとき。

(2) 認定品の生産（生産活動、加工、製造等をいう。以下同じ。）及び販売の中止又は廃止をしたにもかかわらず、辞退の届出がないとき。

(3) 認定品が認定基準に該当しなくなったとき。

- (4) 現況調査票が、提出期限から起算して2か月を経過しても提出されないとき。
- (5) この要綱の規定に反する行為があったとき。
- (6) 消費者のしゅうなんブランドに対する信頼又はイメージを著しく失墜させたとき。
- (7) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令に違反したとき。
- (8) 前各号に定めるもののほか、認定を取り消すべき重大な事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消した場合は、認定者にしゅうなんブランド認定取消通知書（別記様式第7号）により、その旨を通知しなければならない。

3 市長は、認定を取り消した場合は、認定品及び認定者を公表することができる。

（認定の表示）

第12条 認定者は、しゅうなんブランドのロゴマークを、認定品の容器包装、啓発用品等に表示することができる。

（各種事業への参加）

第13条 認定者は、市が行う各種事業の取組に積極的に参加するものとする。

（認定者の責務）

第14条 認定者は、この要綱の規定を誠実に遵守するとともに、生産及び販売を通じて、関係事業者等と連携し、積極的にしゅうなんブランドのイメージの向上に努めなければならない。

2 認定者は、しゅうなんブランドに関する問題が生じたときは、直ちに市長に報告するとともに、自ら責任を持って問題の解決に当たるものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月15日から施行する。

周南市地産地消推進店認定実施要綱 (平成26年 1月27日要綱第2号)

最終改正:

改正内容:平成26年 1月27日要綱第2号 [平成26年 2月 1日]

○周南市地産地消推進店認定実施要綱

平成26年 1月27日要綱第2号

周南市地産地消推進店認定実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地産地消を推進する取組を広く市民及び観光客にPRすることを目的として、地場産品を積極的に取り扱う周南市地産地消推進店（以下「推進店」という。）を認定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地場産品 次に掲げる生産物をいう。

- ア 周南市で生産し、又は採取した農林産物
- イ 周南市在住の農林業者が周南市周辺地域で生産し、又は採取した農林産物
- ウ 周南市内で水揚げした魚介類（以下「水産物」という。）
- エ 周南市で飼育し、又は生産した畜産物
- オ アからエまでに掲げる生産物を原材料として使用している加工食品

(2) 推進店 次に掲げる店舗、食品加工所又は事業所（以下「店舗等」という。）をいう。

- ア 市内で営業するスーパーマーケット、青果店、鮮魚店、直売所（直売所は、原則として有人販売を行い、年間48日以上営業するもの）等（以下「小売店」という。）
- イ 市内で営業するレストラン、居酒屋等（以下「飲食店」という。）
- ウ 市内で営業するホテル、旅館等（以下「宿泊施設」という。）
- エ 市内にある食品加工所又は事業所（以下「食品加工所等」という。）

(認定申請)

第3条 推進店の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、周南市地産地消推進店認定申請書（別記第1号様式）及び周南市地産地消推進店認定申請明細書（別記第2号様式）を市長へ提出しなければならない。

(認定基準)

第4条 推進店の認定基準は、別表に定めるとおりとする。

(申請の期間)

第5条 第3条の規定による申請の期間は、毎年度2月1日から同月末日までとする。

(認定等)

第6条 市長は、申請者が第4条の認定基準を満たすと認めるときは、推進店に認定するものとする。

2 市長は、前項の規定による認定の可否について、申請者に対して周南市地産地消推進店認定結果通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

3 市長は、推進店として認定した者に対し周南市地産地消推進店認定証（別記第4号様式。以下「認定証」という。）、認定に係るパネル等を提供するものとする。

(認定証の掲示等)

第7条 推進店として認定を受けた者は、店内のよく見える場所に認定証を掲示するよう努めるとともに、広くPR活動を行い、積極的に地場産品の導入を図るものとする。

2 推進店として認定を受けた者は、市長からその運営に必要な改善等を求められたときは、これに従わなければならない。

3 推進店として認定を受けた者は、推進店の愛称及びロゴマークを、推進店に設置するのほり、看板等に使用することができる。

4 市長は、推進店に関する情報を市のホームページ、広報等を利用して、広く市民及び観光客に周知を図るものとする。

(認定の有効期間)

第8条 認定の有効期間（以下「認定期間」という。）は、認定された年度から起算して原則3か年度とする。

2 認定期間は、第10条の規定による認定の辞退がない限り、自動的に更新されるものとする。

(調査)

第9条 市長は、推進店に対し、毎年度末に現況調査を行うものとする。

2 市長は、必要に応じて推進店に対し、現地調査をすることができる。

3 推進店として認定を受けた者は、前2項に定める調査に協力するものとする。

(認定の辞退)

第10条 推進店として認定を受けた者は、廃業等によりその営業を終了したとき、その他認定を辞退するときは、周南市地産地消推進店認定辞退届（別記第5号様式）により市長に届け出るものとする。

（認定の取消し）

第11条 市長は、推進店が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- （1）前条の規定により認定の辞退の届出があったとき。
- （2）営業を終了したにもかかわらず、辞退の届出がないとき。
- （3）第4条の認定基準に該当しなくなったとき。
- （4）消費者の信頼又は地場産品のイメージを著しく失墜させる行為があったとき。
- （5）農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令に違反したとき。
- （6）前各号に定めるもののほか、認定を取り消すべき事由が生じたときと市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消した場合は、周南市地産地消推進店認定取消通知書（別記第6号様式）により、その旨を通知しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。
